

令和6年2月27日

各位

北海道空知総合振興局長

令和6年度経常建設共同企業体の資格審査事務の取扱いについて

札幌建設管理部における令和6年度経常建設共同企業体の競争入札参加資格申請について、次のとおり申請の受付を行います。

記

1 受付開始日

令和6年3月4日（月）

2 経常建設共同企業体（甲型）の資格審査について

（1）資格決定の時期について

令和6年度の経常建設共同企業体（甲型）の資格決定時期については、次に記載のとおりです。（格付けのない資格（鋼橋上部工事等）については、別途お問い合わせください。）

資格決定通知予定日	入札契約課提出期限（必着）
令和6年3月15日（金）	令和6年3月8日（金）午前中
令和6年3月22日（金）	令和6年3月13日（水）午後5時
令和6年3月29日（金）	令和6年3月19日（火）午後5時
令和6年4月5日（金）	令和6年3月27日（水）午後5時
令和6年4月12日（金）	令和6年4月3日（水）午後5時
令和6年4月19日（金）	令和6年4月10日（水）午後5時
毎週金曜日 （祝日の場合は直前の開庁日） ただし、原則、7月から12月の間は、第1及び第3金曜日のみ。 令和6年5月2日及び8月16日は資格決定を行わない。	資格決定日の前週水曜日 午後5時 （祝日の場合は直前の開庁日） なお、令和7年1月10日決定分については、提出期限を令和6年12月25日（水）午後5時とする。
令和7年2月14日（金）	令和7年2月5日（水）午後5時

※ 令和7年2月6日以降は、令和6年度の受付は行いません。

（2）新規の場合の申請書類及び提出部数

- ①申請書（「経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書」） 1部
- ②協定書（「経常建設共同企業体協定書（甲）」） 1部
- ③年間委任状（令和6年度分） 1部

（3）継続の場合の申請書類及び提出部数

【令和5年度に2カ年の継続期間を予定して結成された経常建設共同企業体】

- ①申請書（「経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書」） 1部
- ②令和5年度に締結した協定書の写し 1部
- ③年間委任状（令和6年度分） 1部

(4) 結成回数について

資格の種類ごとに「(総合) 振興局や建設管理部ごとに1回」とする。

3 経常建設共同企業体(乙型)の資格審査について

(1) 資格決定の時期について

資格決定については随時行いますが、制限付一般競争入札等への参加申請が電子によることが基本となるため、その入札参加申請の受付開始前に、共同企業体の資格審査を経て、資格決定番号の交付を受けていることが必要となります。

この点について留意のうえ、入札参加申請に支障が生じないように審査等の期間も考慮し、共同企業体の申請をお願いします。

(2) 新規の場合の申請書類及び提出部数

- | | |
|--------------------------------|----|
| ①申請書(「経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書」) | 1部 |
| ②協定書(「経常建設共同企業体協定書(乙)」) | 1部 |
| ③年間委任状(令和6年度分) | 1部 |

(3) 結成回数について

異なる資格の組み合わせごとに「(総合) 振興局や建設管理部ごとに1回」とする。

4 経常建設共同企業体の要件について

(1) 構成員数は次のとおりとする。

- ①甲型は、2社とする。
- ②乙型は、分担する工事の資格の種類の数と同一であり、かつ、2社または3社とする。

(2) すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であること。
(ただし、乙型を除く)

5 構成員の要件について

(1) 入札参加を希望する工事区分に対応する政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格を有する単体企業または協業組合であること。

(2) 原則として同等級に格付けされている者同士もしくは直近等級に格付けされている者との組み合わせであること。

(3) 北海道内に主たる営業所を有すること。ただし、乙型の場合は、北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有することとすることができる。

※共同企業体及び構成員の要件等については、建設部建設政策局建設管理課HPに建設工事共同企業体運用基準が掲載されていますので、参照してください。

[【http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/】](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/)

6 申請書類の提出先及び問い合わせ先について

〒064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

札幌建設管理部建設行政室入札契約課入札係(直通 011-561-0436)に持参または送付(提出期限必着)してください。メールまたはファクシミリによるものは受け付けません。